

# 人事行政の運営等の状況について

四 日 市 市

# 目 次

	ページ番号
1 給与の状況	
I 総括	2 ～ 3
II 職員の平均給与月額、初任給等の状況	4 ～ 5
III 一般行政職の級別職員数等の状況	6 ～ 7
IV 職員の手当の状況	8 ～ 10
V 特別職の報酬等の状況	11
VI 職員数の状況	12 ～ 13
VII 公営企業職員の状況	14 ～ 22
2 勤務時間その他の勤務条件の状況	23 ～ 24
3 分限及び懲戒処分の状況	24
4 サービスの状況	25
5 研修及び勤務成績の評定の状況	26
6 福祉及び利益の保護の状況	27
7 公平委員会の業務の状況	28
8 等級及び職制上の段階ごとの職員数	29 ～ 30

1. 給与の状況

I 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

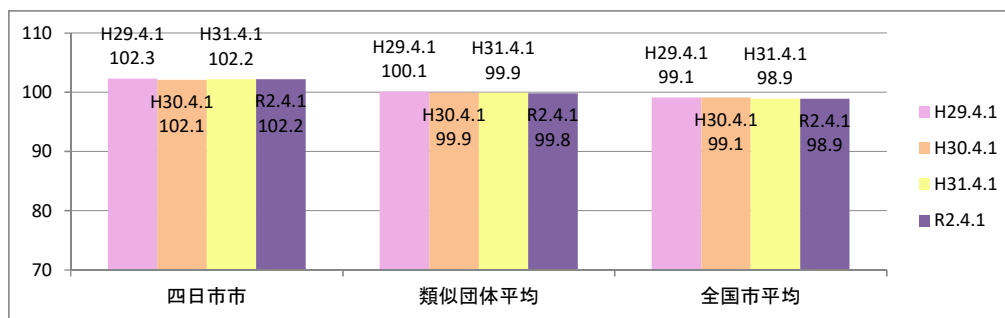
区分	住民基本台帳人口 (R3年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) R1年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
2	311,347	152,741,905	4,541,274	21,532,964	14.1	14.1

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 特例市 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2	2,017	7,828,916	2,828,493	3,265,148	13,922,557	6,903	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は令和2年4月1日現在の人数である。  
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員および再任用職員（短時間勤務）の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。  
 2 ( )書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)  
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和2年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

③ 職員の構成及び変動が主な原因

(4) 給与改定の状況

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、給料表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容）

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日  
(内容) 一般行政職の給料表については、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。1級及び2級の初任給に係る号給の引き下げなし。また3級以上の級の高位号給は50歳代後半層における官民格差を考慮して最大4%引き下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

(支給割合) 国基準10%に対し、四日市市においても10%を支給。  
(実施時期) 平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を上げることとし、平成27年度は7%。給与改定後は平成27年4月に遡及し9%、令和2年4月1日現在は10%を支給。  
(参考)

	平成26年度の 支給割合	平成27年度の支給割合		令和2年度 の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後	
国基準による 支給割合	6%	7%	9%	10%
四日市市の 支給割合	6%	7%	9%	10%

③ その他の見直し内容

管理職特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。  
(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

II. 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和3年4月1日現在）

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
	歳	円	円	円
四日市市	40.2	309,771	441,986	370,591
三重県				
国				
特例市				

② 技能労務職

職種ごとの人数・平均給与・平均年齢等及び民間従業員との比較（令和3年4月1日現在）

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	
	歳	人	円	円	円		歳		%
四日市市	47.9	133	318,398	392,362	360,446	—	—	—	—
うち給食調理員	49.1	37	301,005	352,465	337,311	調理士			
うち清掃職員	51.3	52	356,871	464,137	408,642	廃棄物処理業従業員			
三重県						—	—	—	—
国						—	—	—	—
特例市						—	—	—	—

区分	参考 年収ベース（試算値）の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
	円	円	%
四日市市	6,257,815	—	—
うち給食調理員	5,674,536		
うち清掃職員	7,429,523		

※ 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

< 技能労務職員の基本的な考え方及び今後の取組内容 >

現在の厳しい行財政環境の下、行政の効率化、財政の健全化を推進するために、優れた人材の確保・育成に努めると同時に、人件費総額の抑制を進めることが求められています。

そのため、業務の効率化・合理化を進めるとともに、外部委託等の推進や指定管理者制度の導入などに取り組んでいます。

こうした状況の中、技能労務職員においては、市立四日市病院給食調理の完全委託化や、学校給食、清掃事業所、上下水道施設の一部民間委託化を進めるなど、業務の民間委託や退職不補充による削減を進めています。

また技能労務職員の給与においては、平成16年度に特殊勤務手当の月額を全て日額化したうえで一部廃止するなどの見直しを行いました。引き続き給料表・特殊勤務手当の見直しについて精査するとともに、勤務成績を反映した昇給制度の導入を検討してまいります。

③ 教育職（幼稚園）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
	歳	円	円
四日市市	41.7	320,583	407,775
特例市			

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和2年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。  
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。  
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和3年4月1日現在）

区分		四日市市	三重県	国
一般行政職	大学卒	188,700	189,200	総合職 一般職 186,700 182,200
	高校卒	154,900	154,900	一般職 150,600
技能労務職	高校卒	154,900	154,900	—
	中学卒	—	—	—
教育職	大学卒	188,700	210,600	—
	高校卒	154,900	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和3年4月1日現在）

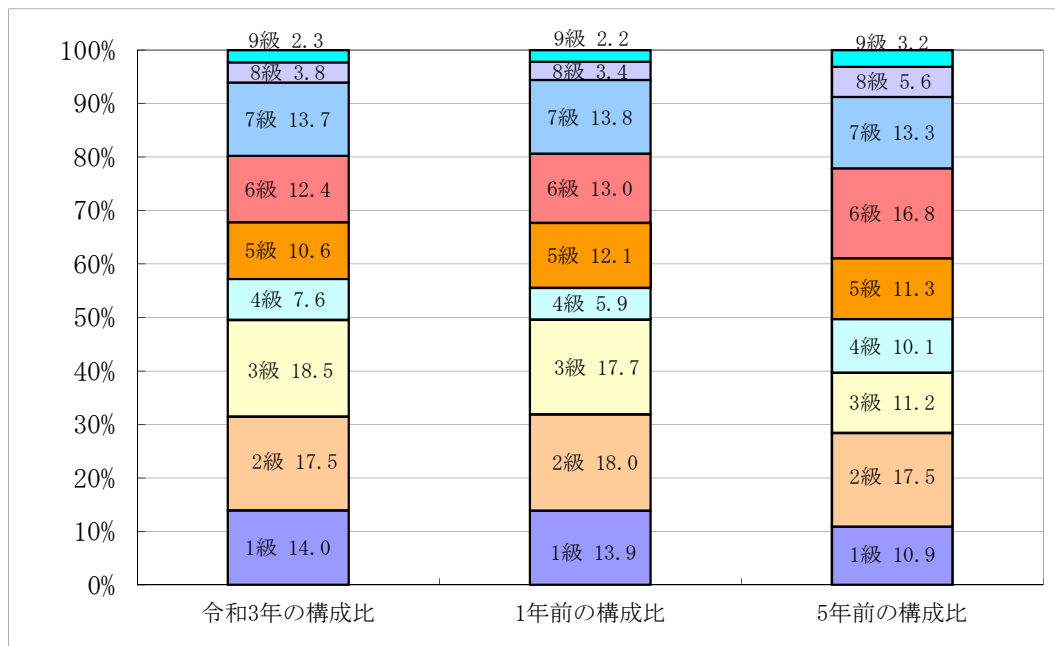
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	253,848	353,536	405,242	441,491
	高校卒	—	297,600	357,000	391,700
技能労務職	高校卒	—	312,500	340,025	361,700
	中学卒	—	—	—	—
教育職	大学卒	358,060	381,913	394,600	408,090
	高校卒	—	—	—	—

Ⅲ. 一般行政職の級別職員数等の状況

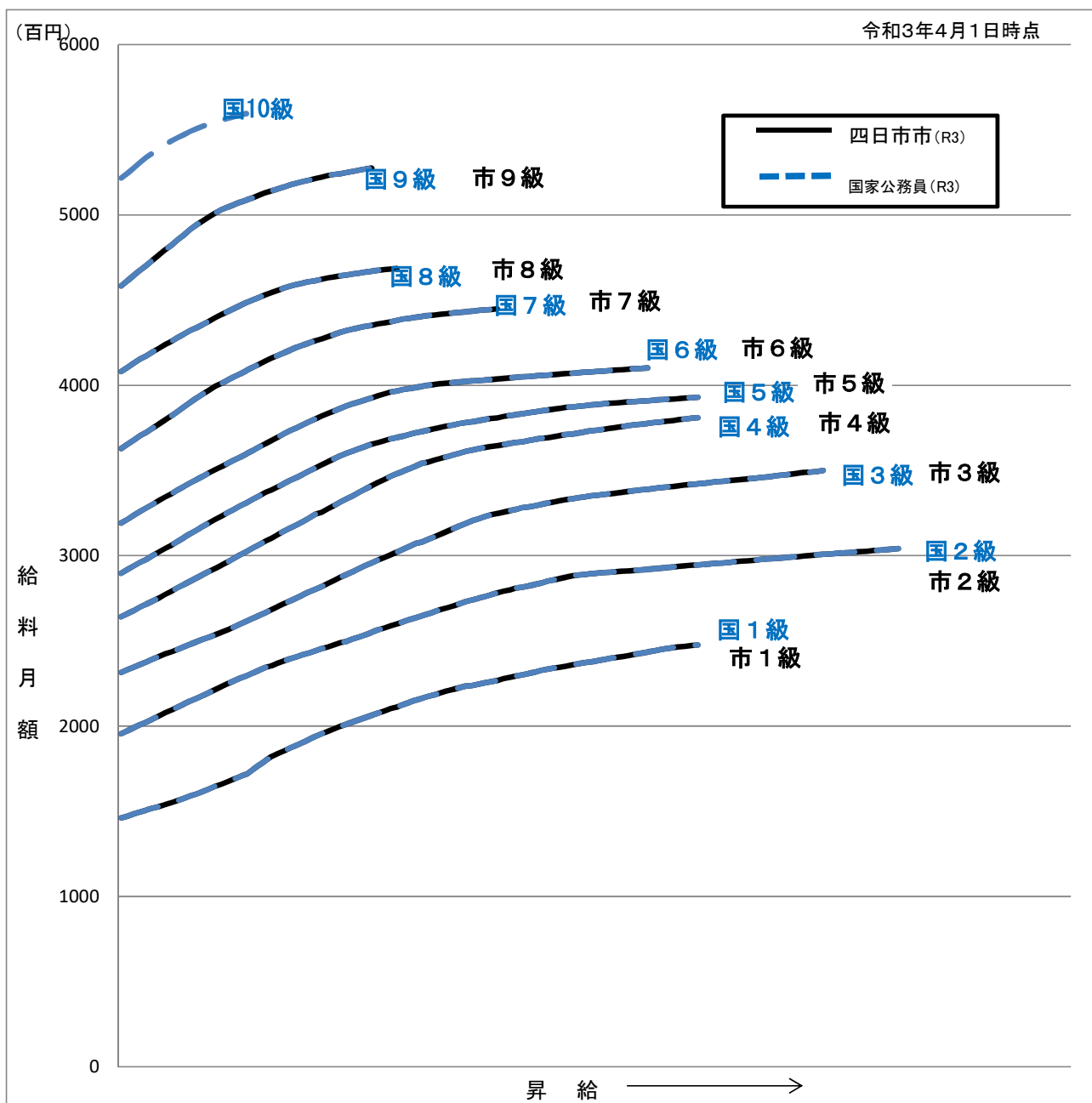
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和3年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数(人)	構成比(%)	1号給の給料月額(円)	最高号給の給料月額(円)
1級	事務試補、主事補、技術試補、技師補	137	14.0	146,100	247,600
2級	主事、技師	172	17.5	195,500	304,200
3級	主任級	177	18.0	231,500	350,000
4級	主幹	75	7.6	264,200	381,000
5級	係長	104	10.6	289,700	393,000
6級	課長補佐	122	12.4	319,200	410,200
7級	課長	134	13.7	362,900	444,900
8級	次長	37	3.8	408,100	468,600
9級	部長	23	2.3	458,400	527,500

(注) 1 四日市市職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較（行政職（一））（令和3年4月1日現在）



(3) 昇給への勤務成績の反映状況

令和3年4月2日から令和4年4月1日 までにおける運用	四日市市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○		
標準に加え、上位および下位の区分も適用	○			
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用		○		
ロ 人事評価を実施していない				



IV 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

四日市市		三重県				国	
1人当たり平均支給額 (2年度) 1,624 千円		1人当たり平均支給額 (2年度) 千円				-	
(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分		(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分		(2年度支給割合) 期末手当 1.90 月分 (0.90) 月分		(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分	
勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分		勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分		勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分		勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 ~ 20 %		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 ~ 20 % 管理職加算 15 ~ 25 %		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 ~ 20 % 管理職加算 10 ~ 25 %		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 ~ 20 % 管理職加算 10 ~ 25 %	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

令和3年度中における運用	四日市市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○		
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用				
標準に加え、上位の成績率も適用	○			
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用		○		
ロ 人事評価を実施していない				

(2) 退職手当 (令和3年4月1日現在)

四日市市			国		
(支給率)	(自己都合)	(勸奨・定年)	(支給率)	(自己都合)	(勸奨・定年)
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 2 ~ 20 %			(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 3 ~ 45 %		
(1人当たり平均支給額) 自己都合 1,457,787 円 勸奨・定年 22,145,195 円			-		

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

## (3) 地域手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績 (2年度決算)		768,888 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)		389,508 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
一級地 (東京特別区)	20 %	5 人	20 %
五級地 (四日市市)	10 %	1,969 人	10 %
地域手当補正後ラスパイレース指数 (ラスパイレース指数)		102.2 (102.2)	

(注) 地域手当補正後ラスパイレース指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレース指数。  
(補正前のラスパイレース指数×(1+当該団体の地域手当支給率)/(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

## (4) 特殊勤務手当 (令和3年4月1日現在)

支給実績 (2年度決算)		63,657 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)		137,786 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (2年度)		23.4 %		
手当の種類 (手当数)		12 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (2年度決算)	左記職員に対する支給単価
滞納整理業務手当	一般職員	市税及び税外収入金の滞納処分に関する事務	—	日額300円
福祉業務手当	一般職員	福祉業務の指導監督等業務	756千円	日額100円
防疫作業等手当	一般職員	感染症患者の救護や汚染された場所の処理作業、有毒な薬品を使用する防疫作業等業務	3,067千円	日額250～4000円
環境業務従事手当	一般職員	清掃作業や動物死体の処理作業等業務	15,648千円	日額150～1210円
行旅病人・死亡人等処理手当	一般職員	行旅病人及び死体処理業務	—	1件1000～3000円
食肉業務手当	一般職員	獣医師である職員が食肉衛生検査業務に従事したとき	1,744千円	日額660～770円
外勤作業手当	一般職員	公園清掃又は道路補修業務	—	日額200円
消防特殊業務従事手当	消防吏員	火災等の災害及び救急救助出動による警防等業務	25,132千円	1回200円～510円
夜間特殊業務手当	一般職員 消防吏員	清掃工場及び消防本部、消防署で深夜における業務	17,310千円	1回300円
用地交渉手当	一般職員	公共事業の施行に必要な土地の取得等交渉業務	—	日額650円
災害危険作業出動手当	一般職員	災害応急対策又は応急的な災害復旧業務	—	日額530円
放射線取扱手当	放射線を取扱うことを職務上常態とする職員	エックス線その他の放射線を人体に対して照射する業務	—	日額500円

## (5) 時間外勤務手当

支給実績 (2年度決算)	979,134 千円
職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)	568,273 円
支給実績 (元年度決算)	1,119,544 千円
職員1人当たり平均支給年額 (元年度決算)	645,270 円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (2年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

## (6)その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	扶養親族を扶養している職員に支給 ・子 10,000 円 ・子以外の扶養親族 7級以下 6,500 円 8級 3,500 円 ※特定期間（16～22歳）の加算 5,000 円	同		189,683 千円	245,068 円
住居手当	借家・借間の場合 ・家賃5,000円未満 支給なし ・家賃16,000円以下 家賃-5,000 円 ・家賃16,000円超48,000円以下 (家賃-16,000円) ÷ 2 +11,000 円 ・家賃48,000円超 27,000 円 持家の場合 支給なし	異	借家・借間の場合 ・家賃16,000円以下 支給なし ・家賃16,000円超27,000円以下 家賃-16,000 円 ・家賃27,000円超 (家賃-27,000円) ÷ 2 +11,000 円 ・家賃61,000円超 28,000 円	120,516 千円	276,412 円
通勤手当	片道2km未満 支給なし 片道2km以上 ・公共交通機関利用者の場合 運賃等相当額（定期券額・回数券額） 限度額 55,000 円 ・交通用具利用者の場合 通勤距離に応じて支給 2,000 円 } 31,600 円	同		164,947 千円	92,667 円
単身赴任手当	通勤困難な勤務地への異動により、やむを得ず配偶者と別居し単身で生活することになった職員に支給 30,000 円 ※職員の住居と配偶者の住居との間の距離が100km以上の職員について、交通距離に応じて加算される 8,000～70,000 円	同		1,104 千円	552,000 円
管理職手当	9級（部長級） 給料月額×18% 限度額 94,000 円 8級（次長級） 給料月額×18% 限度額 82,000 円 7級（課長級） 給料月額×17(15)% 限度額 73,000 円 (限度額 58,000 円)	異	俸給表、級、区分別に定額の手当額が定められている（19年4月1日から23年3月31日までの間の支給額については経過措置あり） ※一般行政職職員の場合 10級 139,300 円 } 4級 46,300 円	209,020 千円	832,747 円
管理職特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、勤務日の深夜、週休日、休日又は休日の代休日に勤務した場合に支給 支給なし 2時間未満 8,000～12,000 円 2時間以上6時間以内 12,000～18,000 円 6時間超 4,000～6,000 円 勤務日深夜	異	管理職手当の支給区分に応じて支給される 支給なし 1時間未満 6,000～12,000 円 1時間以上6時間以内 9,000～18,000 円 6時間超 3,000～6,000 円 勤務日深夜	12,104 千円	77,096 円
宿日直手当	一般の宿日直 6,100 円 常直 21,000 円	異	普通宿日直 4,200 円	— 千円	— 円
休日勤務手当	休日（国民の祝日及び年末年始）における正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に支給 1時間当たりの給与額×135/100	同		158,193 千円	193,626 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務を命じられた職員に支給 1時間当たりの給与額×25/100	同		33,937 千円	121,637 円

V 特別職の報酬等の状況（令和3年4月1日）

区分		給料月額等				
給料	市長	1,120,000 円	参考 特例市における最高／最低額			
	副市長	911,000 円	1,130,000 円	／	463,500 円	
	議長	693,000 円	950,000 円	／	637,000 円	
	副議長	631,000 円	770,000 円	／	527,400 円	
	議員	591,000 円	720,000 円	／	466,000 円	
				670,000 円	／	438,800 円
期末手当	市長 副市長	(2年度支給割合)				
		3.35 月分				
退職手当	議長 副議長 議長	(2年度支給割合)				
		3.35 月分				
退職手当	市長	(算定方式)		(支給時期)		
	副市長	1,120,000 円	×	48 月	×	0.5 任期毎
		911,000 円	×	48 月	×	0.4 任期毎

(注) 退職手当は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、  
1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である

VI 職員数の状況

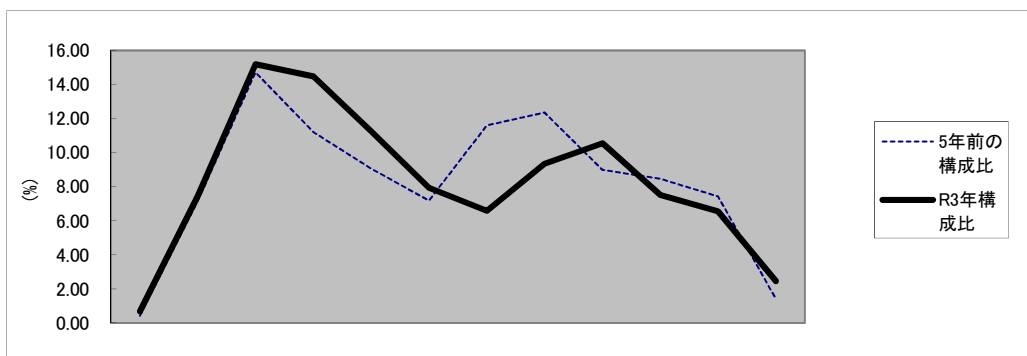
1. (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由		
	令和2年	令和3年				
普通会計部門	一般行政部門	議会	16	16	0	認定こども園の新設 新型コロナウイルス感染症対策部門・保健所 部門の強化
		総務	365	366	1	
		税務	80	79	▲ 1	
		民生	508	530	22	
		衛生	185	201	16	
		労働	2	2	0	
		農林水産	33	33	0	
		商工	26	23	▲ 3	
		土木	184	186	2	
	小計	1399	1436	37		
教育部門	228	219	▲ 9	幼稚園部門の再編		
消防部門	354	362	8	北部・南部分署の強化		
小計	1981	2017	36			
公営企業等会計部門	病院	943	972	29	医療・看護、医療技術部門の強化	
	上水道	101	104	3	水道施設・維持部門の強化	
	下水道	85	87	2		
	その他	60	59	▲ 1		
	小計	1189	1222	33		
合計		3170	3239	69		
		(3429)	(3441)	(12)		

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 ( ) 内は、条例定数の合計である。▲は減員。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和3年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	合計
職員数(人)	22	242	492	469	365	257	213	303	342	243	212	79	3239

(3) 職員数の推移

(各年4月1日現在)

部門	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	1,229	1,280	1,320	1,335	1,399	1,436	207	16.8%
教育	259	260	236	231	228	219	-40	-15.4%
消防	333	337	343	343	354	362	29	8.7%
公営企業	1,006	1,029	1,064	1,095	1,189	1,222	216	21.5%
計	2,827	2,906	2,963	3,004	3,170	3,239	412	14.6%

2. 一般行政職給料表の状況（令和3年4月1日現在）

(単位:円)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の給料月額	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400
最高号給の給料月額	247,600	304,200	350,000	381,000	393,000	410,200	444,900	468,600	527,500

Ⅶ 公営企業職員の状況

(1) 病院事業

① 職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) R1年度の総費用に 占める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
2	22,135,538	▲ 347,748	9,785,187	44.2	41.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 千円を含まない

区分	職員数 A	給与費			
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
年度	人	千円	千円	千円	千円
2	1,285	5,086,177	1,533,069	1,558,414	8,177,660

(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
千円	千円
6,364	

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は令和3年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (令和3年4月1日現在)

区分		平均年齢	基本給	平均月収額
		歳	円	円
四日市市	医師・歯科医師	36.8	491,111	1,208,967
	看護師	35.0	306,363	500,923
	事務職	38.7	337,032	571,942
全国市町村の平均	医師・歯科医師			
	看護師			
	事務職			

(注) 1 基本給は給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。  
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

四日市市				全国市町村の平均			
1人当たり平均支給額（2年度） 1,544 千円				1人当たり平均支給額（2年度） 千円			
(2年度支給割合)				(2年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		—			
2.55 月分 (1.45) 月分		1.90 月分 (0.90) 月分					
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 ~ 20 %				—			

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

四日市市				全国市町村の平均			
(支給率)		(自己都合)		(勤奨・定年)		(支給率)	
						(自己都合)	
						(勤奨・定年)	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		—			
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分					
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分					
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分					
(その他の加算措置)				(その他の加算措置)			
定年前早期退職特例措置 2 ~ 20 %				—			
(1人当たり平均支給額)				(1人当たり平均支給額)			
自己都合		804,638 円					
勤奨・定年		22,965,168 円				円	

3 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		328,403 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		377,475 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
五級地（四日市市）	10 %	870 人	10 %



エ 特殊勤務手当

支給実績（2年度決算）		352,201	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（年度決算）		423,319	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		95.6	%	
手当の種類（手当数）		7	種類	
種類	主な支給対象	代表的な勤務内容	支給実績 (2年度決算)	手当額
行旅病人及び死亡人処理手当	看護師	死体処理業務	870千円	1件1,000円
感染危険手当	助産師 看護師	助産師、看護師等が病院に勤務したとき	123,574千円	日額270～740円
診療放射線取扱・感染危険手当	診療放射線技師	放射線の取扱業務	9,011千円	日額500円
解剖手当	医師 臨床検査技師	死体解剖業務	56千円	1件2,000円
分娩手当	産婦人科医師	産婦人科医師が、分娩業務に従事したとき	17,840千円	1件10,000～20,000円
分娩指導手当	産婦人科医師	分娩業務に従事するとともに、分娩指導を行ったとき	—	1回10,000円
夜間看護手当	助産師 看護師	二・三交替勤務の助産師、看護師等の深夜における看護等業務	200,850千円	1回3,500～4,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	518,543	千円
職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	696,032	円
支給実績（元年度決算）	562,804	千円
職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	763,642	円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (2年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (2年度決算)
扶養手当	10pの(6)に同じ	同		千円	円
住居手当				52,479	225,231
通勤手当				84,161	279,604
管理職手当				66,539	102,053
管理職特別勤務手当				116,398	931,183
休日勤務手当				771	45,353
夜間勤務手当				556	29,258
宿日直手当	70,277	105,998			
	医師当直勤務 1夜 20,000 円	同		90,304	348,663
	医師（臨床研修医以外） 救急C当直勤務 1回 50,000 円	異	—		
	医師（臨床研修医）救急 C当直勤務 1夜 20,000 円				
	看護師等当直勤務 1夜 7,200 円				
	看護師等（救急C）当直勤務 1夜 9,000 円				

(2) 水道事業

①職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) R1年度の総費用に 占める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
2	6,621,676	917,687	589,984	8.9	9.5

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 183,599千円を含まない

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2	76	294,112	100,258	85,522	479,892	6,314	

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は令和3年3月31日現在の人数である。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
	歳	円	円
四日市市	41.8	356,077	557,588
全国市町村の平均			

(注) 1 基本給は給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。  
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

四日市市				全国市町村の平均			
1人当たり平均支給額（2年度） 1,715 千円				1人当たり平均支給額（2年度） 千円			
(2年度支給割合)				(2年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		—			
2.55 月分 (1.45) 月分		1.90 月分 (0.90) 月分					
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 ~ 20 %				—			

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

四日市市				全国市町村の平均			
(支給率)		(自己都合) (勸奨・定年)		(支給率)		(自己都合) (勸奨・定年)	
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分		—			
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分					
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分					
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分					
(その他の加算措置)				(その他の加算措置)			
定年前早期退職特例措置		2 ~ 20 %		—			
(1人当たり平均支給額)				(1人当たり平均支給額)			
自己都合		450,850 円					
勸奨・定年		22,298,897 円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		40,899 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		408,991 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
五級地（四日市市）	10 %	100 人	10 %

エ 特殊勤務手当

支給実績（2年度決算）		1,374	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（年度決算）		45,804	円
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		19.7	%
手当の種類（手当数）		4	種類
種 類	主な支給対象	代表的な勤務内容	支給実績 （2年度決算） 手当額
外勤作業手当	一般職員	道路上での漏水の調査及び修繕、高電圧設備等での点検業務	1,374千円 日額250円
滞納整理業務手当	一般職員	庁外で水道料金の滞納処分に関する直接業務	— 日額300円
用地交渉手当	一般職員	上下水道事業等の施行に必要な土地の取得等のために行う交渉業務	— 日額650円
災害危険作業出動手当	一般職員	災害応急対策又は応急的な災害復旧業務	— 日額530円

オ 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	56,141 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	623,789 円
支給実績（元年度決算）	60,690 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	666,919 円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （2年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （2年度決算）
扶養手当	12pの(6)に同じ			千円	円
住居手当				10,931	218,618
通勤手当				5,404	284,424
管理職手当				9,977	109,634
管理職特別勤務手当				8,318	831,846
休日勤務手当				142	28,400
夜間勤務手当				2,601	60,480
	15	3,838			

(3) 下水道事業

①職員給与費の状況

決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) R1年度の総費用に 占める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
2	13,605,535	1,911,725	287,612	2.1	2.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 307,793千円を含まない

区分	職員数 A	給与費				(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
2	38	145,488	48,212	39,715	233,415	6,143	

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
2 職員数は令和3年3月31日現在の人数である。

②職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和3年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
	歳	円	円
四日市市	41.8	356,077	557,588
全国市町村の平均			

(注) 1 基本給は給料、扶養手当及び地域手当の合算額である。  
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

四日市市		全国市町村の平均	
1人当たり平均支給額（2年度） 1,628 千円		1人当たり平均支給額（2年度） 千円	
(2年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.90 月分 (0.90) 月分		(2年度支給割合) —	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5 ～ 20 %		(加算措置の状況) —	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和3年4月1日現在）

四日市市		全国市町村の平均	
(支給率) 勤続20年 19.6695 月分 勤続25年 28.0395 月分 勤続35年 39.7575 月分 最高限度額 47.709 月分	(自己都合) (勸奨・定年) 24.586875 月分 33.27075 月分 47.709 月分	(支給率)	(自己都合) (勸奨・定年) —
(その他の加算措置) 定年前早期退職特例措置 2 ～ 20 %		(その他の加算措置) —	
(1人当たり平均支給額) 自己都合 0 円 勸奨・定年 25,704,419 円		(1人当たり平均支給額) 円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、2年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和3年4月1日現在）

支給実績（2年度決算）		33,089 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）		389,283 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
五級地（四日市市）	10 %	85 人	10 %

エ 特殊勤務手当

支給実績（2年度決算）		1,030	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（年度決算）		102,961	円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（2年度）		11.8	%	
手当の種類（手当数）		5	種類	
種 類	主な支給対象	代表的な勤務内容	支給実績 （2年度決算）	手当額
滞納整理業務手当	一般職員	庁外で下水道使用料等の滞納処分に関する直接業務	—	日額300円
汚水処理作業手当第1種	一般職員	汚水及び汚物の取扱等業	982千円	日額470円
汚水処理作業手当第2種	一般職員	汚水及び汚物の取り扱いに関する班長等業務	48千円	日額150円
用地交渉手当	一般職員	上下水道事業等の施行に必要な土地の取得等のために行う交渉業務	—	日額650円
災害危険作業出動手当	一般職員	災害応急対策又は応急的な災害復旧業務	—	日額530円

オ 時間外勤務手当

支給実績（2年度決算）	42,101	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（2年度決算）	568,930	円
支給実績（元年度決算）	54,945	千円
支給職員1人当たり平均支給年額（元年度決算）	742,502	円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（2年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和3年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （2年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額 （2年度決算）
扶養手当	11pの(6)に同じ			千円	円
住居手当				9,272	243,999
通勤手当				4,683	292,688
管理職手当				8,542	108,124
管理職特別勤務手当				9,054	823,129
休日勤務手当				154	25,667
				2,662	102,374

### 3. 勤務時間その他の勤務条件の状況

#### (1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間、休憩時間及び休憩時間は、原則次のように割り振られています。

1週間の勤務時間	開始時間	終了時間	休憩時間
38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分 から 13時00分

公務運営上の事情により、特別な勤務時間の割振りを行う必要がある場合には、所属長が任命権者の承認を受けて勤務時間を変更することができます。

勤務時間の変更の類型には次のようなものがあります。

- ①ズレ勤・・・勤務時間の長さを変更せず、時間帯をずらした勤務
- ②交代勤務・・・あらかじめ一定の形に割り振られた複数の正規の勤務時間を規則的な周期で定期的に繰り返す勤務

#### (2) 休暇制度の概要

区 分	種 類	内 容
年次有給休暇		1年度20日
病気休暇		必要な期間（90日又は最大6月以内）
特別休暇	選挙権その他公民としての権利行使 証人等としての裁判所等へ出頭 骨髄バンクへの登録、骨髄液の提供	その都度必要な期間
	ボランティア休暇	1年度5日以内
	結婚休暇	7日以内
	産前・産後休暇	産前6週間・産後8週間 （多産は産前14週間）
	育児時間	1日2回各30分以内（生後1年以内）
	配偶者の出産（出産補助休暇）	出産のための入院日から出産後14日以内の期間で2日以内
	育児参加休暇	男性職員の配偶者が出産する場合で産前6週間、産後8週間の期間で5日以内
	子の看護休暇	1年度5日以内（対象となる子が2人以上の場合は10日）
	短期介護休暇	1年度5日以内（要介護者が2人以上の場合は10日）
	忌引	配偶者10日、父母7日、子7日、兄弟姉妹5日など
	公務上の負傷、疾病、通勤災害	治療に必要な期間
	災害等による出勤困難	その都度必要な期間
	生理休暇	2日以内（1周期につき）
	妊娠障害休暇	9日以内
	夏期休暇	6日以内
	介護休暇	配偶者等の介護（無給）
組合休暇	職員団体の活動への従事（無給）	1暦年30日を超えない日数



(3) 年次有給休暇の取得状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

職員には1年度あたり20日間の年次有給休暇が与えられます。残日数がある場合は、20日を限度として翌年度に繰り越すことができます。令和2年度の職員一人あたりの平均取得日数は12日6時間です。

(4) 育児休業等の取得状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

(単位：人)

区分	市長部局ほか		市立四日市病院		教育委員会		消防本部		上下水道局		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
育児休業の取得人数	25	99	4	67	0	2	2	2	3	2	34	172
育時短時間の取得人数	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	5
部分休業の取得人数	2	48	1	59	0	2	0	2	0	3	3	114

(5) 介護休暇の取得状況（令和2年4月1日～令和3年3月31日）

(単位：人)

区分	市長部局ほか		市立四日市病院		教育委員会		消防本部		上下水道局		合計	
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
介護休暇の取得人数	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1

4. 分限及び懲戒処分状況

(1) 分限処分者数

分限処分は、公務能率を維持することを目的として、心身の故障や職に必要な適格性を欠くなど一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分です。その種類として、免職、降任および休職があります。

令和2年度の分限処分の実人数状況は次のとおりです。

(単位：人)

区分	種類 処分手由	免職	降任	休職	合計
市長部局ほか	心身の故障等	0	0	26	26
市立四日市病院	心身の故障等	0	0	5	5
教育委員会	心身の故障等	0	0	3	3
消防本部	心身の故障等	0	0	0	0
上下水道局	心身の故障等	0	0	2	2
合計		0	0	36	36

(2) 懲戒処分者数

懲戒処分は、職員が法令や職務上の義務等に違反した場合に道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。その種類として、免職、停職、減給および戒告があります。

令和2年度の懲戒処分の実人数状況は次のとおりです。

(単位：人)

区分	免職	停職	減給	戒告	合計
市長部局ほか	0	0	0	0	0
市立四日市病院	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0
消防本部	0	0	0	0	0
上下水道局	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0

市民のみなさんからの信頼を確保していくために、今後とも服務規律の遵守の徹底を図るとともに、不祥事が発生した際には厳正に対処してまいります。

## 5. サービスの状況

### (1) 職務専念義務免除の概要

職員は、法律や条例に特別に定めがある場合以外は、勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職務遂行のために用い、市民全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ職務の遂行にあたっては全力をあげてこれに専念しなければなりません。

研修に参加する場合や厚生に関する計画の実施に参加する場合などには、あらかじめ承認を得れば、職務に専念する義務を免除される場合があります。

### (2) 営利企業等への従事状況

職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利企業等の役員等を兼ねることや自ら営利企業を営むこと、その他報酬を得ていかなる事業又は事務にも従事することはできません。

令和2年度の従事許可の状況は次のとおりです。

区分	件数	主な事業内容
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員その他規則で定める地位を兼ねている者	5	市出資法人の役員等
自ら営利を目的とする私企業を営んでいる者	4	不動産賃貸

### (3) 四日市市職員倫理規程

市民のみなさんにより積極的に市政に参加していただけるようにするためには、職員に対する信頼を獲得する必要があります。

この実現に向けて、より一層信頼される四日市市職員として倫理を確保するため、平成11年12月に「四日市市職員倫理規程」を定めました。

- ①職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者でないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- ②職員は、自らの行動が公務に対する信頼に影響を与えることを認識するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、その職務及び地位を自ら又は自らの属する組織のための私的な利益のために用いてはならない。
- ③職員は、自己の職務の執行に当たり利益を得るもの又は地位その他の客観的な事情から当該職員が事実上影響を及ぼし得ると考えられる他の職員の職務の執行に当たり利益を得るもの（以下「利害関係者」という。）との接触に当たっては、市民の疑惑又は不信を招くような行為をしてはならない。

6. 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 研修の状況

①職員研修体系の概要

地方分権の時代に対応するためには、個々の自治体が自立した政策自治体となることが求められております。このような時代の潮流に対応し、総合計画に基づく新たなまちづくりを推進していくためには、効率的な行政運営、市民と行政とのパートナーシップの形成に努め、また、同時に倫理観や人権意識の高揚、説明責任能力の向上など、職員一人ひとりの能力開発及び意識改革を図っていく必要があります。

そのため、四日市市人材育成基本方針では、「市民の視点に立ち、自主・自立の精神で積極果敢に行動する職員の育成を目指す」を職員研修の基本目標とし、専門能力、政策形成能力、経営感覚、説明責任能力及び対人能力等を有する職員の育成に努めております。

区分	研修名	
階層別研修	(1) 新規採用職員研修	(8) 準管理職候補者研修
	(2) 一般職員Ⅰ部研修	(9) 新任課長補佐級職員研修
	(3) 一般職員Ⅱ部研修	(10) 管理職候補者研修
	(4) 係長級職候補者研修	(11) 新任課長級職員研修
	(5) 係長級職候補者Ⅱ部研修	(12) 新所属長研修
	(6) 新任係長級職員研修	(13) 年齢別研修（49歳、54歳）
	(7) 係長級職員Ⅱ部研修	(14) 会計年度任用職員研修
建設技術系 職員研修	(1) ブラッシュアップ①	(5) 専門研修（コンクリート構造物の補修・補強）
	(2) ブラッシュアップ②	(6) 専門研修（監督員の工事安全管理）
	(3) ブラッシュアップ③④	(7) 専門研修（工事施工における防災対策）
	(4) ブラッシュアップ⑤	(8) 専門研修（建築設備工事の施工監理）
特別研修	(1) OJT研修	(10) 施設別行政コスト計算書の利活用研修
	(2) 職場研修の実践力強化研修	(11) 人事評価研修
	(3) 民間事業者の作成する決算書の読み方研修	(12) クレーム対応（応用）研修
	(4) イクボス・ダイバーシティ研修	(13) 法務研修（民法）
	(5) メンタルヘルス研修	(14) ワンペーパー資料作成研修
	(6) コーチング研修	(15) 複式簿記・公会計入門研修
	(7) 法務能力向上研修（訴訟対応）	(16) 接遇・コミュニケーション研修
	(8) ハラスメント防止研修	(17) 部落差別解消推進のためのトップセミナー
	(9) 新公会計研修	
派遣研修	(1) 自治大学校等派遣研修	(7) 人権派遣研修
	(2) 市町村職員中央研修所派遣研修	(8) 技術系職員派遣研修
	(3) 全国市町村国際文化研修所派遣研修	(9) 男女共同参画に係る派遣研修
	(4) 三重県市町総合事務組合派遣研修	(10) 先進地視察
	(5) 北勢4市合同研修	(11) その他
	(6) 日本経営協会派遣研修	
自主研修 （自己啓発）	(1) 通信教育に対する助成	(3) 自主研究グループ活動に対する援助
	(2) 国家資格取得等に対する奨励	
職場研修	人権・同和問題、服務規律・公務員倫理、接遇等市民満足度、組織目標、危機管理、所属の個別課題等	

②職員研修実施状況

令和2年度の主な研修の実施状況は、次のとおりです。

区分	講座数（回）	受講者数（人）
階層別研修	9	401
特別研修	3	329
派遣研修	—	83
自主研修（自己啓発）	—	24

(2) 勤務成績の評定の状況

職員の能力開発、人材育成及び昇任・昇格などの公正な人事異動等への反映を目的として職員の勤務評定を行っています。

令和2年度の実施概要

評価対象者	全職員（医師・医療技術職等の職員は除く）		
評価者	部長	一次評価者	二次評価者
	次長（又は次長級）	副市長	—
	課長	部長	—
	課長級	次長	部長
	課長補佐（又は課長補佐級）	課長	次長
	係長（又は係長級）	課長	次長
一般	課長	次長	
評価方法	管理職（課長級以上） 各職員自ら担当業務について設定した目標に対する達成度による勤務成績、その他情意及び能力で総合評価を行います。 その他の職員 勤務成績、情意、能力などを評価項目として行います。		
評価期間	毎年4月1日から3月31日まで		

## 7. 福祉及び利益の保護の状況

職員の心身の健康の確保、勤務意欲及び公務能率の向上に資することを目的とした福利厚生事業を実施しています。

令和2年度には、次のような事業を行っています。

### (1) 労働安全衛生事業の状況

労働安全衛生法及び四日市市職員安全衛生管理規程に基づき、事業者責任として、職員の安全と健康を確保するため下記の労働安全衛生事業を実施しています。

事業名称	事業の内容	
安全衛生管理の充実	(1) 安全衛生委員会を中心に安全衛生体制の充実	
	(2) こころの健康相談室の開設等のメンタルヘルス対策	
	(3) 安全衛生の意識啓発のため、職場巡視、講演会の開催等	
	(4) 公務災害の削減に向け、事例の原因追究、防止策の検討	
職員の健康管理	(1) 年に1回全職員を対象にした定期健康診断の実施	
	(2) 業務上必要な職員に対する特別健康診断等の実施	
労働安全衛生事業の決算額(千円)		13,939

### (2) 互助会への補助金の状況

地方公務員法第42条に定められている職員の厚生制度（職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項）を職員の互助組織である四日市市職員共済会が実施しており、当該共済会に経費の一部を助成しています。

補助対象事業	補助内容	
健康管理事業	人間ドック費用助成事業に要した経費	
文化体育関係事業	文化・体育クラブへの活動費、職員部対抗体育大会経費	
施設利用助成事業	契約運動施設等の利用に要した経費	
その他	共済会運営のための事務に要する経費	
補助金の決算額(千円)		45,762

### (3) その他福利厚生事業の状況

職員の共済制度については、地方公務員等共済組合法に基づき三重県市町村職員共済組合が、また、公務災害補償制度については、地方公務員災害補償法に基づき地方公務員災害補償基金が、それぞれ主体となり実施しています。

### (4) 職員団体への便宜供与

- 組合数 2団体
- 内容 ①組合事務所の貸与（有償）  
②各組合員給与からの組合費の控除

## 8. 公平委員会の業務の状況

### (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

令和元年度末 継続件数	令和2年度中 要求件数	令和2年度中 処理件数	令和2年度末 継続件数
0 件	2 件	2 件	0 件

### (2) 不利益処分に関する不服申し立ての状況

令和元年度末 継続件数	令和2年度中 要求件数	令和2年度中 処理件数	令和2年度末 継続件数
0 件	0 件	0 件	0 件

9. 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和3年4月1日現在）

行政職給料表

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	定型な業務を行う職務	476	15.1	-	476	1078	34.2	一般
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務	602	19.1	-	602			
3級	副主任の職務	703	22.4	副主幹	703	703	22.4	副主幹級
4級	係長及び主任の職務	323	10.3	主任 指導主事 主幹 副主査 技能士補	1 9 192 104 17	749	23.8	係長級
5級	困難な業務を分掌する係長及び主任の職務	426	13.5	係長 主任 地域主任 主任保育士 主任保育教諭 指導主事 副看護師長 主幹 主査 副主査 技能士	29 1 23 17 2 28 34 226 47 3 16			
6級	課長補佐の職務	285	9.1	課（室・所）長補佐 保育園長 こども園長 多文化共生推進室 保険料収納室長 農業センター所長 幼稚園長 中学校給食推進室長 水質管理室長 リハビリテーション室長 看護師長 救急救命室長 グループリーダー 副所（館・園）長 課（室・所・館・園・局・署・分署）付主幹	34 11 1 1 1 1 11 1 1 1 3 1 2 21 195	285	9.8	課長補佐級
7級	課長の職務	239	7.6	課長 検査室長 職員研修所長 地区市民センター館長 あさけプラザ館長 人権センター所長 児童発達支援センターあけぼの学園長 選挙管理委員会事務局次長 図書館長 博物館副館長 消防分署長 薬局長 中央放射線室長 中央検査室長 お客様センター所長 政策推進監 地域調整監 事業調整監 副参事	43 1 1 20 1 1 1 1 1 1 6 1 1 1 1 16 1 2 139	239	7.6	課長級

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
8級	次長の職務	61	1.9	次長 人権行政監 検査監 副消防長 参事	13 1 1 1 45	61	1.9	次長級
9級	部長及び事務局長の職務	29	0.9	部長 危機管理監 会計管理者 議会事務局長 監査事務局長 副教育長 教育監 消防長 管理部長 技術部長 市立四日市病院副院長 市立四日市病院事務長 理事	11 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 7	29	0.9	部長級
合計		3,144	100.0					

※職員数には再任用職員、一般任期付職員を含みます。

#### 医療職給料表

等級	基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
5級	医員の業務	67	37.6	医員	67	67	37.6	課長補佐級
6級	高度の知識経験に基づき、特に困難な医療業務を行う医員の業務	28	15.7	医員	28	28	15.7	課長補佐級
7級	医長及び副医長の職務	21	11.8	医長 副医長	10 11	21	11.8	課長級
8級	副部長の職務	24	13.5	副部長	23 1	24	13.5	次長級
9級	部長及び困難な業務を分掌する副部長の職務	38	21.3	副院長 診療部長 救命救急センター長 周産期母子医療センター長 部長 副部長 理事	2 1 1 1 19 13 1	38	21.3	部長級
合計		178	100.0					

#### 特定任期付職員給料表

号給	基準となる職務	合計		内訳	
		(人)	(%)	職名	(人)
4号給	特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する職務	1	100.0	会計専門監	1
合計		1	100.0		